

高梁市 子育て世帯 住宅リフォーム 対象工事例

その他、この表にない工事は個別審査により決定します。

ご不明な点につきましては、担当課までお気軽にお問い合わせください。

工事の内容	対象	備考
個人住宅の居住部分の改修、一部増築	○	
併用住宅の内、居住部分の改修、一部増築	○	
集合住宅の内、申請者の所有部分の改修、一部増築	○	賃貸は対象外 また、マンションのエントランスなどの共用部分についても対象外
屋根・外壁・柱・基礎・軒天の改修、内壁・天井材等の張替え	○	木造住宅耐震改修事業に該当するものは、その事業で実施する。
塗装・コーキング・雨樋の取替え	○	
サッシの設置・取替工事、ガラス・網戸の交換・ドア・ふすま・障子等建具の取替えや畳替え	○	
台所・浴室・トイレ・洗面所の改修、換気扇・空気清浄器の設置	○	トイレについては、便器やウォシュレットのみの改修は対象外
電気スイッチ・コンセント・屋内配線等の電気工事、床暖房設備工事	○	L E D照明器具に取替工事含む。
給排水衛生設備工事	○	本体工事に付随するものに限る。
システムキッチン、ガスコンロの設置	○	IHクッキングヒーター、オープン、食器洗浄機については組み込みのものに限る。
防犯ガラスに入替え・フィルムの貼付け、面格子・雨戸や窓シャッターの設置、テレビ付ドアホン・防犯灯・センサーライト等の設置	○	器具購入のみは対象外
ソーラーシステム、蓄電池の設置、太陽光発電装置の設置	○	ただし、居住用のものに限る。
薪ストーブ、ペレットストーブの新設・改修	○	ストーブ本体の購入のみは対象外
住宅の維持または省エネ性能の向上のために行う改修	○	高効率給湯器（エコキュート等）
床、建具等のバリアフリー化、手すりの設置	△	ただし、他の助成等を受けたものは対象外
合併浄化槽の設置に伴う修繕工事	△	ただし、他の助成等を受けたものは対象外
有害鳥獣・害虫の駆除、予防（薬剤注入等）	△	ただし、補強、補修を行う際に薬剤を投入する場合は対象
住宅・納屋等の撤去のみ	×	
併用住宅の内、店舗・事務所部分の改修	×	居住用に改修する場合は可
家具（カーテン、テーブル、棚）の購入	×	カーテンレールや吊戸棚などの住宅本体に固定するものについては対象とする。
家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫等）の購入	×	
電力会社等への申請費用	×	
住宅と別棟の車庫、物置、離れの設置もしくは増改築	×	離れに関しては、居住用と認められる場合（トイレ、風呂、炊事場のうち1点以上が離れ内に設置されている）においてのみ対象とすることができる。
門・塀等の外構工事、ウッドデッキ・パーゴラの設置	×	
広告・営業看板等の設置	×	
この表に掲示のない工事	△	個別協議による